

○財務省告示第五十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十九年
度の初日から平成三十年一月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。
）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成三十年二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は
、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

十万千百三十八トン

二 冷凍牛肉

十四万九千三百二十六トン